


高度急性期病床整備事業

地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用
最終改正 令和6年6月1日

補助対象：病院

急性期から高度急性期への機能転換

	実施設計	施設整備	設備整備
対象経費	施設改修等に要する実施設計に係る委託料	施設改修等に要する工事費又は工事請負費	重症救急患者の治療等に必要な医療機器等に係る備品購入費
基準額	500千円×整備病床数（×補助率）	新築・増築 9,000千円×整備病床数(×補助率) 改修 5,038千円×整備病床数(×補助率)	61,713千円（×補助率）
補助率	2分の1		
算定入院料	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>事業実施前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急性期一般入院基本料 </div> <div style="width: 10%; text-align: center;">  </div> <div style="width: 45%;"> <p>事業実施後</p> <p>次のいずれかを算定すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定集中治療室管理料 ・ハイケアユニット入院医療管理料 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理料 </div> </div>		
その他補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 高度急性期の病床数が、2025年の必要病床数を下回る二次保健医療圏が対象 ➢ 補助金の交付申請を行う前に、転換実施について地域医療構想調整会議の合意をあらかじめ得ておくこと ➢ 施設整備又は設備整備の完了後、当該病床について、事業実施以降の直近年度の病床機能報告において「高度急性期病床」と報告すること 		

(注) 構造設備の変更等、事前に開設許可事項変更許可申請が必要な場合は、必ず保健所へ手続きを行ってください